

作成年月日: 2010年 10月 2日  
 改訂年月日: 2011年 4月 2日

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 EXSC, PKSC (炭化ケイ素系ピトリファイド砥石)  
 整理番号 982  
 会社名 有限会社 三和商会  
 住所 〒636-0237 奈良県磯城郡田原本町小阪96-3  
 電話番号 (0744) 32-8771  
 緊急電話番号 090-9542-0350  
 FAX番号 (0744) 32-8772  
 E-mail [nakanisi\\_sanwa@citrus.ocn.ne.jp](mailto:nakanisi_sanwa@citrus.ocn.ne.jp)  
 推奨用途及び使用上の制限  
 主に金属、非金属の研削及び研磨に使用する。



2. 危険有害性の要約

ピトリファイド砥石は、砥粒をガラス状物質で結合させた混合物で、砥石としての危険・有害性情報は下記事項があげられる。砥石を構成する成分のうち、労働安全衛生法第57条の2及び化学物質管理促進法(化管法)の文書交付対象物質に該当する純物質の危険有害性情報をGHS分類で列記した。

構成純物質の GHS分類

	炭化ケイ素	二酸化ケイ素
物理化学的危険性		
火薬類	分類対象外	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外	分類対象外
高圧ガス	分類対象外	分類対象外
引火性液体	分類対象外	分類対象外
可燃性固体	区分外	区分外
自己反応性化学品	分類対象外	分類対象外
自然発火性液体	分類対象外	分類対象外
自己発熱性固体	区分外	区分外
自己発熱性化学品	区分外	区分外
水反応可燃性化学品	区分外	区分外
酸化性液体	分類対象外	分類対象外
酸化性固体	区分外	分類できない
有機過酸化物	分類対象外	分類対象外
金属腐食性物質	分類できない	分類できない
健康に対する有害性		
急性毒性(経口)	分類できない	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入:ガス)	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵)	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入:ミスト)	分類対象外	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	分類できない	分類できない
目に対する重篤な 損傷・刺激性	分類できない	分類できない
呼吸器感作性	分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない	区分外
発がん性	分類できない	分類できない
生殖毒性	区分できない	分類できない
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	区分3(気道刺激性)	分類できない
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	区分1(吸入・肺)	区分1(呼吸器系・肺)
吸引性呼吸器有害性	分類できない	分類できない
環境に対する有害性		
水生環境急性有害性	分類できない	分類できない
水生環境慢性有害性	分類できない	分類できない

ラベル要素

物質名 絵表示	炭化ケイ素 	二酸化ケイ素 
注意喚起語	危険	危険
危険有害性情報	呼吸器系への刺激のおそれ。長期又は反復暴露吸入による肺の障害。	長期又は反復暴露による呼吸器系の障害

注意書き (安全対策)

使用前に『安全の手引き』を読み、理解するまで取り扱わないこと。  
 保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。  
 保護めがね・マスクを着用すること。  
 粉塵を吸入しないこと。  
 取り扱い後は手洗いを行なうこと。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物製品

物質の特定

と無機質ガラスとの混合物。

成分情報

名称	CAS番号	化学式又は構造式	重量割合 (%)	労働安全衛生法政令番号又は化審法首報公示整理番号
炭化ケイ素	409-21-2	SiC	約90%	335 (1)-174
二酸化ケイ素	7631-86-9	SiO <sub>2</sub>	約10%	312 (1)-548

※備考

本製品には化管法(2009年10月施行)のMSDS対象物質(第一・第二指定化学物質)は含有していません。

本製品には使用禁止物質、製造許可対象物質、ROHS指令・REACH対象物質等の環境負荷物質は使用含有していません。

4. 応急措置

直撃した場合

(回転する砥石が破損し、砥石の破片や被研削物の一部が飛散し人体を直撃) 安全な場所に移動し、必要ならば医師の手当てを受ける。

吸入した場合

粉塵を吸入したら、直ちに新鮮な空気のある場所に移動し、水で十分にうがい(洗浄)をし、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要ならば医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合

むやみに擦らず、作業終了後石鹼水等で洗い流す。必要ならば医師の手当てを受ける。

目に入った場合

粉塵が目に入った場合、直ちに清浄な流水で洗眼をする。この時強く押さえたり、擦ったりしないこと。必要ならば医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合

多量の水を飲ませ嘔吐させる。必要ならば医師の手当てを受ける。

※予想される急性症状

作業中に発生する粉塵や研削液のミストを吸引すると呼吸器を刺激する。

長期的には塵肺の恐れがある。

※最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報

:研削使用時に切粉が火花となり飛散し目に飛び込んだ場合、眼球に火傷等の障害が発生する。

※応急処置をする者の保護

作業中は必ず機械を停止させてから処置を行う。

※医師に対する特別な注意事項

砥石は鋭利な研削材が表面に存在するため、人体と擦ると切傷が発生する。

5. 火災時の措置

消火剤

不燃性であるため燃焼はしない。周辺火災に応じ適切な消火剤を使用する。

特別な注意事項はなし。

消火時の保護具

特になし。適切な保護具の使用が望ましい。

6. 漏出時の措置

人体に対する

粉塵等が目に入った場合は、清浄な水で数分間注意深く洗眼する。

注意事項

保護具及び緊急時の処置 粉塵を収集する場合は、保護具(保護めがね、防塵マスク等)を着用し、取り扱った後は手を洗うこと。  
環境に対する注意 砥石の削りカスを河川等に排出しないこと。  
意事項

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱いの注意  
技術的対策

使用前にはこの製品の『安全の手引き』と機械及びその他関連する設備等の全ての注意を読み、理解するまで取扱わないこと。  
砥石又は『検査票』に表示されている最高使用周速度・寸法等が機械に適合していることを確認すること。  
機械へ取り付ける前に、砥石のひび、欠け、割れ等の外観検査と打音検査をすること。  
砥石をフランジに取り付ける際は、適正な物を使用し、ナットを締めすぎないこと。  
その日の作業開始前に1分間以上、砥石を取替えた時は3分間以上の試運転をすること。  
フランジは法律に基づいた材質、寸法の物を使用すること。  
決められた砥石使用面のみ使用すること。  
決められた安全装置(保護カバー等)を具備すること。

局所排気・全体排気

作業中に粉塵が発生するため、局所排気又は全体排気を行なうこと。

安全取扱い注意事項

割れ物であるため、衝撃等を与えないこと。回転中の砥石に直接身体を触れないこと。

保管の注意  
保管条件

直射日光の当たらない冷暗所に保管すること。

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度

(労働安全衛生法)

許容濃度

2.4mg/m<sup>3</sup> 吸入性粉塵 1mg/m<sup>3</sup> (日本産業衛生学会2005年度版)  
第2種粉塵 総粉塵 4mg/m<sup>3</sup>

保護具

適切な衛生対策 国家検定に合格した防塵マスク及び保護めがねを必ず着用すること。  
うがい用及び洗眼用の水洗の設置が望ましい。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状

固体

臭い

無臭

引火点

不燃性

溶解度

水に不溶

## 10. 安全性及び反応性

安定性

常温で極めて安定。

反応性

なし

避けるべき条件

高温度、高湿度、砥石に衝撃を与えないこと。

## 11. 有害性情報

ピトリファイド砥石としての呼吸性呼吸器有害性

研削作業時に発生する粉塵を長期間に渡り吸引すると塵肺の恐れがある。  
構成純物質の有害性情報はGHS表示の通りである。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性

データ不足のため分類できない。

水生環境慢性有害性

データ不足のため分類できない。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄に於いては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合には、そこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

『ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず』に分類され、廃棄物として処理する。  
知見なし

## 14. 輸送上の注意

国際規制

国内規制

海上規制情報

非危険物

陸上規制情報

規制なし

航空規制情報 非危険物

海上規制情報

非危険物

航空規制情報

非危険物

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け容器の破損、腐食、漏れ無きよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行なう。重量物を上積みしないこと。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)  
研削砥石の取替え等の業務に係る特別教育  
(法第59条第3項、安全衛生特別教育規定第1条)  
取り扱い上の注意(労働安全衛生規則第2編)

化学物質管理促進法(化管法)

該当なし

粉塵障害防止規則

粉塵作業(第1章第2条)

#### 16. その他の情報

記載内容の内、含有量、物理化学性質等の数値は保証値ではありません。

危険有害性の評価は現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しております。

全ての資料を網羅したわけではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。

尚各純物質のGHS分類及び有害性情報は <http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html> の作成日現在のデータを参照致しました。